

「オンライン委員会開催に係る確認事項」の見直し案
会派意見

会派名	内容
自民党	<p>委員長試案に概ね異論は無いが、小学生も病児保育で預けられる現状があるため、育児の例示については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し内容の説明資料２（３）表中の「乳幼児」を「乳幼児等」、表下の家族の範囲について、育児を「小学校就学前の子（乳幼児）等」としてはどうか。 ・確認事項（見直し案）の２（１）ウの「乳幼児」を「乳幼児等」としてはどうか。
維新の会	我が会派の意見を踏まえて作成されており、試案に賛同する。
公明党	委員長試案に賛同する。
ひょうご 県民連合	見直し案のとおり賛同する。
共産党	委員長試案に賛同する。

「オンラインの方法を利用した委員会の開催に関する確認事項」の見直しについて

1 趣 旨

オンラインの方法による委員会への参加事由について、現行の「重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生」に「育児、介護その他やむを得ない場合」を追加する委員会条例の改正を受け、委員会運営に係る確認事項の見直しを行う。

2 見直し内容

(1) 現行の「1 オンライン委員会の開催事由等の決定」については、重大な感染症や大規模災害時の対応のみを想定した規定であることから削除する。

なお、危機発生時におけるオンライン委員会の開催等の決定については、各会派代表者会議で協議する取り扱いを変更するものではない。

(2) オンライン委員会の開催にあたっての委員及び委員長の留意事項を追記する。

① 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であることを十分留意して、オンライン参加を申し出るものとする。

② 委員長は、オンライン委員会の開催の決定にあたって、当該委員から参集が困難である事由について十分に確認を行った上で判断するものとする。

(3) 「育児、介護」について、オンライン参加を許可する事由を新たに例示する。

オンライン参加を許可する事由の例	
育 児	乳幼児等 ^等 を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な場合
介 護	介護が必要な家族を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な場合

〔 家族の範囲 育児：小学校就学前の子（乳幼児）^等
介護：配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹 ※「育児・介護休業法」準拠 〕

参考《「全国議長会・都道府県議会デジタル化専門委員会」の見解》

育児、介護を行う議員のオンラインでの委員会参加は、基本的には委員会審査中に育児や介護に従事しなければならないかが判断基準（乳幼児や介護が必要な者を第三者に預け委員会審査には参加できるが、その預け先までの送迎時間を含めると委員会室まで行けない時はオンラインで出席。委員会中も育児、介護に従事する必要がある場合は委員会を欠席）

なお、「その他やむを得ない場合」については具体的に例示しないが、「議員本人がけが等で療養中だが、体調や通信環境に支障が無い場合」などが想定される。

(4) オンライン参加を不許可とする例として、「委員会審査に専念できないと判断される委員」を追加するとともに、その他の例示を整理する。

(5) 傍聴については、令和6年度からの全常任委員会のインターネット中継実施を踏まえ、オンラインの方法を利用した傍聴の規定を削除する。

3 運用開始

令和6年4月1日

オンラインの方法を利用した委員会の開催に関する確認事項（見直し案）

（令和3年3月4日議会運営委員会確認）

[沿革] 令和3年9月14日改正

兵庫県議会委員会条例（以下「条例」という。）第10条の2の規定によるオンラインの方法を利用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関して、必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 オンライン委員会の開催

(1) 条例第10条の2第2項の規定により、オンラインの方法により委員会に参加しようとする委員は、原則として、開催日の前日の正午までに、オンライン参加申出書を委員長に提出（メール可）しなければならない。

なお、委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であることを十分留意してオンライン参加を申し出るものとする。

(2) 委員長は、条例第10条の2第1項に該当すると認めるときは、オンライン委員会の開催を決定する。

なお、委員長は、決定にあたって、当該委員から参集が困難である事由について十分に確認を行った上で判断するものとする。

(3) 委員長は、前項の決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 オンライン参加の申出に対する委員長の許可

委員長は、委員からのオンライン参加の申出に対して、次に掲げる例を基本に、許可または不許可を決定する。

(1) オンライン参加を許可する例

ア 重大な感染症のまん延防止の場合

- ① 重大な感染症の陽性が判明した委員（無症状と判断される場合に限る）
- ② 濃厚接触者として特定又は判断され、健康観察期間にある委員
- ③ 感染者又は濃厚接触者に該当する恐れがあり出席の自粛を求められている委員（同居人が第三者の濃厚接触者に該当する場合等）
- ④ 高齢や基礎疾患を持つ等の理由により、感染リスクを避ける必要があるためとして、オンライン参加を希望する委員

イ 大規模災害その他の緊急事態の発生等の場合

- ① 交通手段の途絶により、県議会への参集が困難な委員

ウ 育児の場合

- ① 乳幼児等を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員

エ 介護の場合

- ① 介護が必要な家族を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員

(2) オンライン参加を不許可とする例

ア 重大な感染症のまん延防止の場合

① 重大な感染症の陽性が確認された入院又は宿泊療養中の委員

② 感染リスクを避けるためのみを理由として、オンライン参加を希望する委員

イ 疾病、出産、育児等、本会議の欠席事由に該当する委員

ウ 委員会審査に専念できないと判断される委員

3 オンラインの方法により委員会に参加する委員の対応

オンラインの方法により委員会に参加する委員（以下「オンライン委員」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(2) 委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信状況を確認すること。

(3) オンライン委員会に参加するために必要な通信環境の整備及び整備や通信に要する経費は、オンライン委員が対応すること。

4 オンライン委員会の運営

(1) 表決

表決は、慣例により挙手（予算・決算特別委員会は起立。以下同じ。）を原則とし、オンライン委員は、委員会室の委員と同時に挙手を行う。委員長は、委員会室の委員の挙手の状況を確認した後、オンライン委員の挙手の状況を 1 人ずつ映像と音声により確認した後、可否の結果を宣告する。

(2) 互選

互選は、慣例により指名推選によることとし、投票によることはできない。

(3) 委員外議員の発言申し出

オンラインの方法により委員会に参加し、発言しようとする委員外議員は、原則として、開催日の前日の正午までに、その旨及び理由を記載した委員外議員発言申出書を委員長あて提出（メール可）し、当日、委員会の許可を得なければならない

(4) 秩序保持に関する措置

委員長は、オンライン委員に対し、条例第 18 条第 2 項の規定に基づく対応を行うときは、当該委員との映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(5) 通信障害時の対応

通信環境の悪化により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができない場合、オンライン委員はその間は出席していないものとして扱う。

5 議員以外の取扱い

(1) 当局説明員は、当面の間、オンラインの方法は利用しない。ただし、状況に応じて、代理出席など柔軟な対応を認めることとする。

(2) 公述人及び参考人は、オンラインの方法を利用する場合は、委員会において決定する。

6 その他

- (1) オンライン委員会の運営状況を踏まえ、必要に応じて、この確認事項の見直し及び機器の整備等を行う。
- (2) この確認事項に定めるもののほか、オンライン委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

年 月 日

委員会
委員長 様

委員 氏 名

オンライン参加申出書

兵庫県議会委員会条例第10条の2第2項の規定により、オンラインの方法により委員会に参加したいから、許可されるよう申し出ます。

- 1 開催日 年 月 日
- 2 理 由
- 3 メールアドレス
(オンライン委員会に必要な情報の送付先)